

厚生常任委員会記録

平成 23 年 3 月 8 日（火）
於：第 1 委員会室

平成23年3月8日（火）

出席委員	1
請願紹介議員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時6分）	2
議案第99号 枚方市国民健康保険条例の一部改正について	2
請願第7号 平成23年度国民健康保険料に関する請願	2
大隈恭隆委員の質疑	
平成23年度国民健康保険料の仕組みの概要について	2
国民健康保険加入者の状況に対する認識について	3
平成24年度以降の一般会計からの繰入金の見通しについて	3
国民健康保険料増額の実情について	4
税投入のバランスに配慮した国民健康保険の制度運営について要望	4
西村健史委員の質疑	
国民健康保険料の滞納状況等から見える市民の生活実態について	4
財政調整基金を取り崩して一般会計からの繰入金を増額することについて	5
政策判断による福祉・医療施策の充実について	7
市長の本委員会への出席の可否について	7
国民健康保険特別会計への繰入金の増額について	9
高橋伸介委員の質疑	
国民健康保険特別会計における歳入構造の変化について	10
療養給付費交付金及び前期高齢者交付金の構造について	11
議案第99号の判断に関する意見表明	11
石村淳子委員の質疑	
今回の国民健康保険料の改定により影響を受ける世帯の状況について	11
今回の国民健康保険料の改定による市民負担の増大について	12
中間所得層の国民健康保険料が増額となる理由について	13
国民健康保険料を据え置くために必要な一般会計からの繰入金の予算額について	14
一般会計からの繰入金の増額により想定される国民健康保険料の引き下げについて	15
一般会計からの繰入金の増額によるすべての中間所得層の国民健康保険料の引き下げについて	15
一般会計からの繰入金の増額によりすべての所得階層で国民健康保険料を引き下げることにについて	16
国民健康保険制度に係る国庫負担率の削減による本市への影響について	16
被保険者資格証明書が交付された世帯に対する債権回収状況について	17

国民健康保険料の滞納処分により行った差し押さえの内訳について……………	1 8
社会保険制度の趣旨に反する被保険者資格証明書を発行しないことについて……………	1 8
国民健康保険料の減免に関する相談状況について……………	1 9
国民健康保険料減免制度の拡充について……………	1 9
一般会計からの繰入金を増額による国民健康保険料の引き下げについて 要望……………	2 0
鷺見信文委員の質疑	
平成23年度に見込まれる国民健康保険特別会計の主な収入について……………	2 0
被用者保険が負担している国民健康保険特別会計の収入について……………	2 1
国民健康保険制度における国庫負担率の変遷と被用者保険からの拠出と の関連性について……………	2 1
さらなる一般会計からの繰り入れを行わないことについて要望……………	2 2
休憩（午前11時55分）……………	2 2
再開（午後0時2分）……………	2 2
石村淳子委員の討論（議案第99号反対、請願第7号賛成）……………	2 2
鷺見信文委員の討論（議案第99号賛成、請願第7号反対）……………	2 3
議案第99号採決……………	2 4
請願第7号採決……………	2 4
散会宣告（午後0時11分）……………	2 5

厚生常任委員会 委員会記録

平成23年3月8日（火曜日）

出席委員（9名）

委員長	大森由紀子	委員	岡沢龍一
副委員長	鷺見信文	委員	高橋伸介
委員	榎本正勝	委員	大隈恭隆
委員	石村淳子	委員	河西正義
委員	西村健史		

請願紹介議員（2名）

広瀬ひとみ 野口光男

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

副市長	奥野章	後期高齢者医療課長	川合章介
病院事業管理者	小池正明	年金児童手当課長	中尾昌美
健康部長	人見泰生	医療助成課長	八尾長松
健康部次長	谷本真紀子	高齢社会室課長	雲林院敏夫
健康部次長兼高齢社会室長		高齢社会室課長	山口雄二
	樋本茂一	保健センター事務長	西岡美砂子
健康部次長	平野正子	福祉部長	木村和子
健康総務課長	小川考之	福祉部次長	丹羽隆
国民健康保険課長	白井重喜	環境保全部長	西口俊通
国民健康保険課長代理		環境事業部長	岩田勝成
	菊池武久	市民病院事務局長	平井清康
国民健康保険課長代理			
	真鍋美果		

本日の会議に付した事件

1. 議案第99号 枚方市国民健康保険条例の一部改正について
2. 請願第7号 平成23年度国民健康保険料に関する請願

市議会事務局職員出席者

議事課課長代理	沖卓磨	議事課主任	遠山喬士
議事課主任	鈴木孝彦		

○大森由紀子委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。沖議事課課長代理。

○沖 卓磨議事課課長代理 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

なお、請願第7号の紹介議員として、広瀬議員、野口議員に出席をお願いしています。以上で報告を終わります。

(午前10時6分 開議)

○大森由紀子委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから厚生常任委員会を開き、議案第99号 枚方市国民健康保険条例の一部改正について及び請願第7号 平成23年度国民健康保険料に関する請願の審査を行います。

○大森由紀子委員長 審査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

なお、本委員会室に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でスピーカーによる音声傍聴を許可します。御了承願います。

○大森由紀子委員長 これから審査に入ります。

議案第99号 枚方市国民健康保険条例の一部改正について及び請願第7号 平成23年度国民健康保険料に関する請願を一括議題とします。

○大森由紀子委員長 お諮りします。

本2件については、既に詳細な議案の提案理由説明及び請願の趣旨説明を聴取していますので、これを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件については、議案の提案理由説明及び請願の趣旨説明を省略することに決しました。

○大森由紀子委員長 これから質疑に入ります。

まず、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

○大森由紀子委員長 紹介議員に申し上げます。

紹介議員に対する質疑は終結しましたので、これで退席していただいて結構です。どうも御苦労さまでした。

[広瀬ひとみ議員及び野口光男議員退席]

○大森由紀子委員長 次に、理事者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。大隈委員。

○大隈恭隆委員 まず、平成23年度の国民健康保険料の仕組みについて、その概要をお聞かせください。

○白井重喜国民健康保険課長 それでは、説明させていただきます。大隈委員の資料をごらんいただきたいと思います。

資料の1ページ目でございますが、この資料は、平成22年度と23年度の支出見込み額と賦課総額をお示ししたものでございます。

まず、国民健康保険の保険料は、被保険者の医療費などを賄う医療給付費分と、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金分と、40歳から74

歳の介護保険の2号被保険者の介護保険料に当たります介護納付金分の3つの区分から構成されておりますので、この区分に従って説明させていただきます。

1番目の医療給付費分についてですが、国保の加入者が高齢化していることや、医療が高度化していることなどによりまして、支出見込み額は前年度と比べ2.8億円増の324.3億円と見込んでおります。ここから、国庫負担金や被用者保険から拠出されます前期高齢者交付金など控除すべき財源248.1億円を差し引きいたしますと、76.2億円となります。従来の方で保険料を算定するもととなります賦課総額に当たるものですが、23年度では、厳しい経済・雇用情勢が続く状況から、保険料軽減のため、一般会計の繰入金を4億円増額して、保険料として賦課する額を前年度比2.5億円減の72.2億円としております。

2番目の後期高齢者支援金分についてでございますが、後期高齢者が増加する中で、後期高齢者の医療費が増高しております。これに対する現役世代の負担も増大してくることになるわけでございますが、平成23年度では、後期高齢者支援金分といたしまして、前年度と比べ4億円増の48.2億円と見込んでおります。ここから控除できる財源等を差し引きいたしますと、保険料として負担していただくべき額といたしましては、0.8億円増の23.5億円を見込んでおります。

3番目の介護納付金分につきましては、介護納付金の額が前年度と比べまして1.8億円増の18.7億円と見込んでおります。保険料と賦課する額も、0.6億円増の9.3億円と見積もっております。

このように、いずれの区分でも支払うべき費用が大幅に増加しており、合計では8.6億円の国保会計の負担増となります。一方、保険料軽減のための一般会計繰入金を4億円増額することで、保険料として賦課させていただきます額は1.1億円の減となるところでございます。

以上です。

○大隈恭隆委員 経済対策として、いつもより多く税金を入れて保険料を軽減するという事なんですけども、国保加入者の状況をどのようにとらえているのか、お聞かせください。

○白井重喜国民健康保険課長 従来の国民健康保険は、自営業者や農業者を対象とした制度でありましたが、昨今は、高齢化に伴いまして、年金生活者を含む無職の方、また組合健保や共済健保に加入できない非正規労働者の加入割合が高くなっております。このような状況にありまして、特に平成20年秋のリーマンショック以来、国保加入者の所得は少なくなっております。

大隈委員の資料の2ページをごらんください。保険料の所得割の算定のもとになります国保加入者の総所得でございます。基準所得をお示ししております。

23年度の見込みといたしましては、世帯数は増加しているものの、22年度と比べまして58億5,100万円、8.5%少ない633億5,900万円と見積もっております。国保加入者の所得が大幅に減っている状況を踏まえまして、23年度の経済対策として、保険料軽減のための一般会計繰入金を4億円増額したところでございます。

○大隈恭隆委員 平成23年度の経済対策として、繰入金を4億円多く入れるということなんですけども、これは来年度以降も入れていくのでしょうか、見解をお伺いいたします。

○人見泰生健康部長 今般決定させていただきましたのは、現在の大変厳しい経済・雇用状況

を踏まえまして、平成23年度の本市独自の緊急経済対策として、4億円の一般会計からの繰り入れの増額を実施するという決めでさせていただいたものでございます。したがって、来年度以降の継続を現時点で念頭に置いて実施したものではありません。

○大隈恭隆委員 今回の請願の趣旨の一つとして、保険料を引き上げないということが述べられていますが、本当に保険料が上がっているのか、見解をお伺いいたします。

○白井重喜国民健康保険課長 保険料の増減につきましては、さまざまな前提のもとで試算するものと考えております。所得が前年度と同じであると仮定した場合には、低所得の層で負担減となるものの、多くの場合、若干の負担増となります。しかしながら、所得が下がっているという現実がございます。

また、資料の方をごらんいただきたいんですけども、3ページ目をごらんください。総所得が下がっていることを加味して、各区分ごとの1人当たりの調定額をお示ししております。

一番下の合計欄をごらんいただきますと、追加の繰入金4億円を入れない場合では、1人当たりの調定額は、前年度と比べて1,802円の増となります。繰入金を4億円増額した場合には、2,108円の減となるものでございます。

○大隈恭隆委員 国民健康保険は、近年の高齢化や経済不況という社会情勢を反映して、高齢者、低所得者層が多く、非常に厳しい財政状況を強いられていると思います。特に、長引く経済不況で国保加入者の所得が大幅に減少している現実を踏まえ、平成23年度では繰入金を増額し、保険料の軽減に充てたことは一定評価はできますが、医療費の増加や国保制度の構図を無視して、保険料の引き下げのために際限なく税金を国民健康保険に投入することは、国保加入者以外の市民との公平性の観点から、また、保険制度としての国民健康保険の安定性、継続性を危うくすることにつながるものと考えます。

だれもが安心して医療を受けることができる制度として国民健康保険を維持、継続させるためにも、税投入のバランスに配慮した制度運営を行われることを強く要望させていただきます。

以上です。

○西村健史委員 今、大隈委員から質問があったわけですが、4億円繰り入れした場合、マイナス2,108円ということがありますが、このことについては、私ども議員団は分担していきまして、石村委員がすることになってますので、私はあえてこのことについては申し上げません。私は、一般会計からの繰り入れという点について、質問したいというふうに思います。

先ほど大隈委員も質問されていましたが、国民健康保険の今の保険者の実態というのはどういったものなのかということで、先ほど若干答弁あったわけですが、今、国民健康保険というのは、年収150万円近くの人が4世帯中3世帯です。5世帯のうち1世帯が滞納していると、こういうふうな大変な状況になっているというふうに言われています。

資料を見ますと、構成ですけれども、所得150万円以下の加入率は平成18年度で61.5%でした。21年度は73.9%と、この4年間だけでも所得150万円以下の加入率が非常に高くなってますね。だから、先ほど説明ありました、所得が低い人ほどたくさん入ってきていると。そして、4世帯中3世帯が150万円近くの人と、集中しているわけ

ですね。もちろん、中間層と言われている人たちもありますが、こういうふうになっていると。

改めて私はこれを市長に尋ねたいわけですが、市長がおられませんので副市長に、年収150万円近くの人たちが4世帯のうち3世帯であることについての認識というのは、ちょっと副市長、どうなんでしょう。市民の生活実態ということで聞きたいので、お尋ねしたいんですが。副市長、どうですか。市民の生活実態のことについて、お聞きしたいんですよ。

○白井重喜国民健康保険課長 副市長にということでございますが、私から若干御答弁させていただきます。

収納率のことでおっしゃっているのかと存じておりますが、150万円以下の所得階層の方の収納率は84.86%となっております。全加入者の収納率87.66%と比べまして若干低い状況でございます。これは、やはり経済不況が引き続く中で、雇用状況も悪いという環境にあります。なかなか納期どおりにお支払いいただけない状況にあるものと考えております。

○奥野 章副市長 今、白井課長がお答えしましたように、長引く不況のところ所得が低い方が、そういった意味では収納状況に反映しているものというふうに思っております。

○西村健史委員 資格証明書も、本当に大阪府下でも5位ぐらいで発行されていると。差し押さえ件数21件、こんな状況になってる。もう本当に大変な状況ですね。これは、この間、今年の12月議会でも協議会でも石村淳子委員からも言われましたし、今回の請願でも上がっていますが、国に対して国保会計の国庫負担を増額するようにと。これが一番の原因ですよ。これについても協議会では言われていたんですが、これも後で石村委員が質問したいと思うんです。

私は、特に今、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れの問題、ちょっとその点を特に重点に質問したいと思うんです。

枚方市の財政は、今、口を開ければ、大変厳しい厳しいと、こういうふうにおっしゃってるわけです。本当に厳しいのかと、この点でちょっとお尋ねしたいと思うんです。きょうは総務常任委員会ではありませんから、企画財政部の方が来ておられません。ただ、副市長に改めて、細かいことは聞きませんから、どうなのかということで聞きたいと思うんですけど。

枚方市の財政を見たときに、先月ですけど、枚方市の長期財政の見通しというのが出された、それも読ませていただきました。そして、21年度の枚方市の財政事情はどうだったのか、この10年間はどうだったのかということも、私なりに分析もさせていただきました。

それで、財政指標というのがもちろんありますね。これは国が言ってきたことですけど、財政健全化の判断比率、これをどう見るかと。これは平成19年度に言われました。枚方市は、この財政事情の中で、財政の再生の基準は全部下回っているの、まあ言うたら大丈夫だと、こういうことを書いているんです。大丈夫だとは書いていませんよ。下回っているということを書いています。

次に、財政力指数も、平成21年度は0.89と。これはずっと年々上昇トレンドになってますから、これは1に限りなく近付いていっていると。経常収支比率、これは枚方市の財政の弾力性というものを示しますけれど、比率が低いほど自由になるお金があると、使えると、こういうことですね。これを見ますと、92.8%です、平成21年度。この10年間

はどうだったんかと、10年のスパンで見ますと、ほとんど90%から92%なんです。確かに90%台というのは弾力性に欠けると一般的に言われていますけど、まだ自由の裁量があって、そしてこの10年間、同じような90%から92%の間に経常収支比率があるわけです。

今、副市長さん、もし御存じなかったらもう結構ですけど、平成22年度ベース、おおむねどれぐらいの経常収支比率になるかというのが、こんなんがわかれば。わからなかったら結構です。いずれにしても、ずっと10年間は92%台、グーッと来ているわけです。これを覚えておいてほしいんです。

次、貯金です。自治体では、市役所では貯金のことを基金、積立金、こういうふうに言ってますけれども、特に財政調整基金ですね。

財政調整基金というのは、地方財政法第7条で、単年度で剰余金が出たと、そうするとその2分の1を積み立てていきたいと思います。そして、赤字になる、黒字になるというときの調整をしていこうと、こういうことなんです。この財政調整基金というのが、私ども、初日の議案のときにも言いましたけれど、いろんな形で道路のリフレッシュとか公共事業をやっているっていいじゃないかと、こういうことを言ったわけですけど。財政調整基金というのが平成21年度は31億7,000万円あると。そして、長期財政の見通しでは、同じくずっと30億円台が続くわけですね、副市長。この基金の一部を使ってはどうなのかということも、この間、私どもの議員が質問をいたしました。払える料金にしてほしいということを言っているわけです。引き下げることができなくても、せめて前年度並みに繰り入れをすれば、これはいけるわけですね。財政調整基金、これだけあるわけです。

それからもう一つ、減債基金というのがあります。減債基金というのは、御存じのとおり枚方市の借金ですね、地方債、借金返済のために計画的に行うためのものです。これが平成21年度は37億円ですよ。これは、この10年間を見れば、2番目に高い感じでため込んでいるんです。

この2つの指標をとってみても、枚方市は、現時点ではですよ、財政というのは当局が言うように厳しい厳しいということではなくて、今、こういう形で、例えば国保会計、市民の皆さんに最高5万円というふうな形にしなくてもいいんじゃないかと、こういうふうに思うんです。

この財政指標を見て、僕は副市長に尋ねたいんですけど、財政調整基金を取り崩していくということですね。これを全部取り崩せなんていうのは一言も言ってないです。その1割を削っただけでも公共事業に回していく、公共事業に回した分の余分の分を国保会計に繰り出していくと、こういう財政指標というのでできなかったのか。これ、副市長、どうですか。これは政治判断なんですよ。政治判断ですから、部長、結構ですよ。副市長に聞きたいんですよ。

○奥野 章副市長 枚方市の財政問題について、るる御指摘あるいは御意見いただいたわけですが、枚方市のここ10年ということですが、行財政改革等とたゆまぬ努力をした、そして安定した財政運営を今は継続してさせていただいているというのが客観的な情勢かというふうに思っております。

先ほどおっしゃってございました財政調整基金あるいは減債基金等と、30数億円の話もご

ございましたけれども、決してこの基金を取り崩して云々ということまでの議論にはなっておりません。ただ、基金そのものにつきましては、本会議のときにも、たしかいろんなプロジェクトにおける基金の活用ということも将来的に考えていかねばならないというふうな答弁もあったというふうに思いますが、今回の4億円を一般会計から繰り入れをしたという、これも今までになかったことでありまして、そういった意味では思い切った財政負担を今回、国保の部分に投入をさせていただいたというふうには理解をしております。

○西村健史委員 この件は後でまた話が出てきますけれど、石村委員がしますけれども、4億円繰り入れしても、国保会計から見たら繰り入れですけれども、そういうふうにしても、多くの方々がこれはもう過去経験を余りしたことの無いような引き上げになってるんですよ、実は。そのことを後で申し上げるんですけど。

そこで、人件費、市税収入などを見てみますと、例えば市税収入というのは、先ほどもちょっとありましたけれども、この平成22年度から31年度、長期財政の見通しを見てみますと、市税収入というのは、確かに今、不況で大変だけれど、553億円が平成22年度、平成31年度、10年後は537億円。今後、市の市税収入というのは横ばいなんですよ、この見通し。これは当局が出されたものですよ。副市長もこれ参加されたと思う。

人件費で見ますとどうなのかと。構造改革アクションプランで、一般会計じゃなくて普通会計ベースで見た場合、平成16年から25年で市の職員を700人削減しようとしている、今、実行されていると。そういう状況の中で、この10年間で45億円の人件費、年間で4億5,000万円の人件費、これが削減されていっているわけです。

当然ながら、当局が心配なさっているように扶助費が今後も伸びていくとか、公債費があると、こういうことです。地方債というのは大体900億円から1,000億円というので大体同じなんです。地方債というのは、枚方市の借金です。

こういうふうにならずと見てきますと、当局が財政が厳しい厳しいということをおっしゃっているというのは、これは本当に市民の皆さんに対する負担をいろんな形で、例えば医療の問題にしたって福祉の問題にしたって、お金の使い方が、首長の考え次第でそれはできるんだということを私は強調したいと思うんです。副市長さん、これ、もし反論があるんだしたら、おっしゃっていただきたいです。

○奥野 章副市長 今、御意見されてるわけで、反論ということではないわけですが、先ほども申しましたように、今後とも扶助費が増大していくのは、これは事実でございます。また、都市整備も重要な課題としてあるわけですから、そういった意味で、何も今、潤沢な財政でもって運営しているというのは決してございません。

また、今回、特に先ほども申し上げました一般会計からの繰り入れが4億円ということですが、今、客観的にも、北河内地域での枚方市の保険料はどうなんだといえ、やっぱり最下位ということもあります。

そういった意味で、今はできるだけ保険料の負担を少なくしていかなければならないと、この使命は私どもも認識をした上で、議論をした上で、こういった決定をさせていただいたということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○西村健史委員 引き下げということを念頭にということの御答弁なんですけれども、北河内ではもう最低だというふうにおっしゃってるんですけど。これは、去年の12月議会でも申

し上げたとおり、大阪府と、それから全国の類似都市、枚方市を見た場合、枚方市の類似都市で見たとき、大阪は、全国の中でも最高レベルなんです、高いんですよ。そのような高いレベルの中で比較するんじゃなくて、全国的に見た場合どうなのかといったときに、枚方市の国保料というのは、市民に対して負担を強いていると、このことを申し上げたいわけです。人口の減少とか少子・高齢化があると、景気の後退がある、税収の心配もあると、それから、何よりも国の動向、こういうものがあると、こういうことをおっしゃってます。

今後10年のスパンで見たときに、総合文化施設の建設というのがあります。平成27年度で45億6,700万円、31年度で28億5,800万円の財政調整基金があるわけですよ。ずっとこの、今後10年のスパンを見ても、財政調整基金というのは30億円から40億円、こういうところになっているんです。

確かに枚方市は、16年前ですけど、私もよく覚えています。副市長も覚えておられると思うんですけど、財政調整基金が空っぽになりました。ゼロになりました。本当に大変だったと、私もこれはすごく覚えています。しかし、今、もうずっと30数億円の財政調整基金を抱え込んでいます。そして、減債基金もこういう形で30億円から40億円、多いときには50億円、こういう金額を持ってるわけです。

だから、あと少し。今、4億円を入れられても、現実には、中間層も含めて多くの市民にとっては実質引き上げになるんです。この資料とはちょっと違うんですよ。中間層や年金を受けておられる方、低所得者層、こういった人の保険料を前年度より低くするということが何よりも求められていると、こういうふう思うわけです。そういう意味で、こういう10年間のスパンを見ましたら、10年中2年間だけが赤で、8年間は全部黒なんです。実質収支もそうなんです。そういう状況にあるから、今、市民の皆さんに、財政が厳しい厳しいということを言ったら、何か福祉のことを削減する理由になるかと、そういうふうに私たちには聞こえるわけです。

そうじゃないんですよ。だから、財政というのは、今皆さん方がおっしゃっているような状況にはないということを申し上げたいわけです。ですから、そういう意味で、もっともこの一般会計からの繰り入れというのに対しては、今回4億円と言われてますけど、真剣に考えていただきたいと思うんです。もうあと少し入れれば、財政調整基金のあと1割でも入れれば、これ、本当に市民の皆さんの負担というのは前年度並みです。もっと引き下げろというのは、この間も言いますように、堺市とかいろんなところでも引き下げをしているところはいっぱいあるわけです。そういうことをぜひとも決断していただきたいと思うんです。私は、これを市長に決断を求めたいと思うんです。委員長、これ、市長の出席要請をしましたよね、私どもは。これはなぜだめだったんですかね。

○大森由紀子委員長 委員会、今までからも担当の副市長を中心に行ってきたものですから、そのようにお答えをしました。

○西村健史委員 常任委員会で、その場の状況に応じてこっだけ市民にいろんな影響を与えるんだったら、重大な問題です。

国民健康保険というのは、国会でも志井委員長がこれを取り上げて、本当に大阪市の状況なども取り上げて、国民の厳しい国保の実態、これを国会でやると。一般質問の中で、また、代表質問でもこれやっていると、こんな状況なんです。これほど国民健康保険というのは、

今、全国的に意見書が殺到している、そういう状況の中で、今、枚方市の財政の問題を論議して、繰り出しをもう少ししたらどうですかというときに、副市長にお答えいただいているわけですが、市長こそ今、英断を下すべきなんですよ。そのときに市長がここにおられない。これは今からでも市長を呼んでいただきたいなど、委員長、思うんです。で、市長のきょうの日程を聞きましたら、市役所のホームページを見ましたら、企画財政部からの報告というふうにありますから、過去何度か呼んでいただいたこともあるんです、この常任委員会に、状況に応じて。そういうことは無理ですか。

○大森由紀子委員長 今の西村委員からの御提案ですけれども、委員会としてどう判断するかということは、この点については、別室で打ち合わせ会という形で協議させていただきたいと思います。

○西村健史委員 それでは、ちょっと置いておきまして、民間の健保組合、この間、鷺見委員からお話がありました。で、いろいろ調べさせていただきました。

これ、国保の論議をしたとき、例えば10年前とか、もう過去ずっと比べてみたとき、一般の民間の大企業、中小企業、出してください言うてもなかなか出なかったんです。で、一部の大企業、一部の中小企業に御協力いただいたところから出てきたわけですね。まあ、私自身も、個人的にですけど、何人かの人に聞きました。会社にお勤めの方で総所得450万円前後の人、幾ら保険料を払っているかとお聞きしましたら、それは会社の健康保険組合によって違うのは当然よく知っていますが、この方の場合には1カ月1万6,794円払っているんです。ところが、枚方の国保でいくと3万4,075円。こんな状況なんですよ。

確かに民間も厳しいところが、鷺見さんがこの間おっしゃっていた、いろんな形であるかもわからないけど、国保というのは、いわゆる企業主と働いている人が折半をしているのと違って、国が50%本来負担するのを24%しかしていないから、それが全部国保の加入者の方に来て、これだけの差が出ているわけです。

もう少し給料の方を見てみますと、800万円の方に聞きました、お幾ら保険料を払っていますかということで聞いたら、大体月3万円ですと。だから、給与収入800万円の人、枚方市の国民健康保険でいえば、所得300万円の方と同じ保険料なんです。だから、ここにやっぱり大きな問題、矛盾というのがあるわけです。国が本来出すべきものを出していないから、こういう状況が起こってくるわけです。だから、定年退職された会社員の方が、議員でもそうです、辞めて今まで会社の保険でやられてた方もおっしゃってましたけれども、いざ国保を受ける段階になると、会社時代と比べると何て高いんだろうと、びっくりされるわけです。だから、毎年5月と6月の国保の窓口の相談者というのが本当に増えてくる。

だから、私は、副市長、もうこれで最後にしますけれども、再度、この繰り入れ、今回4億円の繰り入れということですが、これでも私どもの試算では、多くの市民の方にとって、特に中間層、これを引き下げるといふふうには、また低所得者も含めてですよ、実際はそうになっていないと。だから、今回提案されているもの、これを以前もされたことがあるんですけど、修正をされるような決意というのはありませんか。副市長。

○奥野 章副市長 基準外の4億円繰り入れの件でございますが、賦課総額を引き下げるといふことで、その46%ですか、それがすべての被保険者に負担していただく均等割、平等割を内容とする応益割を引き下げることにつながるわけでございます。そして、残りの54%

は、所得に応じて負担をしていただく所得割を引き下げる原資となるわけで、その所得の低い階層につきましては、応益割の引き下げのメリットは相対的に大きいというふうには考えております。

それから、先ほどから4億円の繰り入れに伴いまして、保険料の増額云々の話がございますが、客観的にはやっぱり高齢者が増加されてるというふうなこと、そして、医療費も高くなっているというようなこともございます。また、4億円が妥当かどうかという議論でございます。財政投入については、先ほども大隈委員からもございましたが、いろんな意見があるというふうにも思いますし、そういった意味で、私ども、国民健康保険運営協議会の答申も付記、それも伺った上で、最終的に庁内協議を踏まえて市長が決断をしたという結果でございまして、御理解いただきたいというふうに思います。

○高橋伸介委員 今、大隈委員と西村委員の方からもるる質問が出たわけですが、私は、基本的には一般会計からの繰り入れを特定の保険に投入することは認められるべきものではないと思っております。繰入金投入していくということは、形を変えた実質的な所得保障的な風合いにもなるわけで、これに市民の税金を投入ということについては、本当に問題があると思っております。

しかし、今回の議案第99号については、激変緩和という意味で一定やむを得ないなという思いから、賛成をしていかなきゃならんというふうに判断しております。

先ほどからもいろいろと話が出てるんですけれども、国からの投入額というのが今24%という話がありましたが、過去から比べても、国保会計そのものが肥大化しておりますので、それまでの歳入の推移について、いろいろ制度が変わってきているわけですが、ちょっとその辺をお尋ねさせていただきたいと思っております。

○白井重喜国民健康保険課長 お答えいたします。

高橋委員の資料をごらんいただきたいと思っております。この資料は、昭和56年度から10年ごとの、当初予算での歳入の各款ごとの推移をお示ししております。

まず、当初予算の総額につきましては、昭和56年度では82億3,500万円であったものが平成23年度では417億6,200万円と、約5倍となっております。

この間の歳入構成の推移につきましては、まず、昭和59年度に、被用者保険に加入されていましてサラリーマンの方が退職された後、国保に加入されることとなります。その方の医療費につきましては、被用者保険が負担する退職者医療制度が創設されました。このことに伴いまして、平成3年度のグラフで見いただきますと、療養給付費交付金というのがございまして、紫色でお示ししております、療養給付費交付金が20億6,600万円で、13.4%を占めることとなりました。

次に、平成4年度に、助産費や職員の給与費がいわゆる一般財源化、交付税振り替えされたことに伴いまして、平成13年度のグラフを見させていただきたいと思っておりますが、繰入金が17億7,700万円で、6.7%を占めることになりました。

次に、平成17年度には、いわゆる三位一体の改革によりまして国の負担割合が引き下げられ、その分、都道府県に療養給付費の7%の負担を求めたこと。また、18年度には保険財政共同安定化事業が創設されたこと。さらに、平成20年度には、医療制度改革によりまして、後期高齢者医療制度が発足するとともに、前期高齢者の加入割合が高い国保に、被用

者保険が負担する前期高齢者の財源調整が施行されたところでございます。これらのことから、平成23年度のグラフを見ていただければと思いますが、府支出金が15億8,500万円で3.8%、共同事業交付金が42億6,400万円で10.2%、前期高齢者交付金が115億7,000万円で27.7%を占めることになりました。

このように医療費の総額が増高する中で、この30年の間にたび重なる制度改正が行われ、被用者保険や地方の負担を求めてきたことによりまして、国保会計の歳入構造が変化してきたものであると考えております。

○高橋伸介委員 この30年というのは、国保の制度の社会状況の変化、これはほとんど高齢化、経済不況というものが影響しているんでしょうけれども、それを改良を重ねてきた結果、こういう構造になっているということが読み取れるわけですけども。結局、企業健康保険、この療養給付費交付金と前期高齢者交付金のところに入っているんでしょうかね。これだけ確認、ちょっと済みません。

○白井重喜国民健康保険課長 いわゆる被用者保険、共済健保、組合健保の方の負担で、前期高齢者交付金と療養給付費交付金を御負担いただいているところでございます。

○高橋伸介委員 この問題は、年金と並びまして、自治体単独でどうこうということじゃありませんので、できるだけ国に求めていくという姿勢を堅持していくということは当然だと思うんですけども、今回の議案第99号につきましては一定やむなしというところで、暫定的な期間を置いて様子を見ていこうという趣旨ではないかと、このように考えております。

ただ、財政のことも先ほど委員から質問が出ましたけども、今、企画財政部がおられませんか、総務常任委員会じゃないですから、お答えされる方はないと思うんですけども、本当にこの10年、枚方市にとりまして、財政再建団体直前まで行った市を、前市長のときから改革を進められて、人件費も大分削減しながらここまで来れた。

昨年の決算でも明らかになりましたが、年間で30億円も税収が減少して、扶助費は約19億円増加という、数字をどう評価しようが現実として厳しさはあるわけで、その中で経常収支比率は92.8。もともと都市部においては75から80が適正と言われている数値であります。その92.8も、よくよく見ますと、国の官僚がお考えになった減収補填債や臨時財政対策債という一般財源に繰り入れていい特殊な借金を投入しておると、これを差し引くと、何と99.9まで行っている。これはさきの決算でも明らかになったわけですが、ですけども、やはり、私は、この議案第99号につきましては、暫定的に、これはもう激変緩和としてやむなしという判断に至ったところでございます。

市長をという話もあるようですけども、私自身は、これは担当副部長の裁量で、委員会において審議を進めて結論を出していけばよいものと判断をしております。

以上です。

○石村淳子委員 委員さんの方から収支の状況等のお話がありましたので、私は、この国民健康保険料の今回の引き上げ提案について、市民負担増の観点から質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、今回の条例改正というのは、平成23年度の国民健康保険料を決めるわけなんですけど、賦課限度額が合計で75万円となりまして、4万円引き上がります。平成22年度の最高限度額も4万円引き上がりましたが、このときは、中間所得層も含めて一定の減と

いうのも多少あったというふうに思ってるんですが、これほど中間所得層も含めて大幅な引き上げというのは、私は過去なかったように記憶をしています。今回の引き上げで、国保加入者の保険料というのは、前年度と比べてどれだけの世帯に影響があって、どれだけの世帯が引き上げとなるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○**白井重喜国民健康保険課長** 国民健康保険の保険料は、世帯の人数及び前年度の所得により算定いたしますので、世帯の異動状況、所得の状況により変動するものでございます。平均しますと、1人当たりの負担は、総所得が減っている中で、前年度と比べて2,108円の減となります。そういう現実もございます。

どれだけの世帯が引き上がることになるかということなんですけれども、世帯構成や所得の状況が加入世帯ごと千差万別でございます。また、それぞれが毎年異動しているという現実でございます。その中で、何世帯の保険料負担が増えているのか、減っているのかということを試算することは、大変困難であるということでございます。

○**石村淳子委員** 1人当たりの負担が減っている、総所得が減っているということで2,100円減るんだと。そういう状況の中で、世帯構成とか所得が千差万別だから、どれだけ負担増になるというのは試算できないよというお答えなんですけどね、これはその前の年もそういう質問をしまして、前回の協議会でも言いましたけれども、お答えは出てるんですよ。だから、細かいことを一つ一つ、その世帯ごとに計算をして出してほしいというふうには言いませんけれども、相対的にどれだけ引き上がるかというのは、やはり一定の段階でわかるんじゃないかなというふうに思うんですね。

この間、運営協議会の中でも出されていますように、私の資料請求でも出しましたけれども、現状の所得で見たとき、今回の1番目のページのところに出ていますけれども、これは医療、後期、そして介護も含めた数字ですけども、これを見ても、所得の33万円以下の方はマイナスになりますけれども、それ以外の方はすべてが800円から4万円も増えるという状況ですよ。こういう資料で見ると、そういうふうに判断せざるを得ないというふうに思うんですね。ですから、今おっしゃってるように、世帯構成がいろいろだから負担増はどういうふうになるのかわかりませんよという答えでは、やっぱり市民は納得できないんじゃないかなというふうに思っています。

新たな保険料の決定通知が来た時点で、あなたはこれだけ高くなったんですよと、そういうことで改めて新しい金額が知らされる。それまでは全く知らされないというのも本当におかしい話ですしね、来たときにびっくりするということになるというのは、ちょっと市民としても納得いかないんじゃないかなというふうに思っています。

また、総所得が低下したというのは、それほど市民生活が、先ほどからいろいろ言っておられますけれども、苦しくなったということの表れだというふうに思うんですね。そういう厳しい現状があるということで、その現状の中で、何でまた保険料を上げなあかんねんということは、これはやっぱり市民にとって大きな負担につながると。もう率直に言ってそう感じるんですけど、その点についてはどうお考えなのか、お尋ねします。

○**人見泰生健康部長** 今、御質問にございました市民の総所得、特に国保加入の被保険者の総所得が減っている中で、国民健康保険料についても一定の増額改定になる方がやはり多いであろうということは、この資料からは読み取れるわけですが、今、御質問にもございました

ように、これはあくまで保険という制度でございますので、医療費が増額していく中で、それを被保険者にそれぞれ支え合いの仕組みとして御負担をいただいているというのが、基本的な保険の構造でございます。

したがいまして、その保険料の決定の中も、いわゆる均等割、平等割とともに所得割というもので構成しているわけですから、所得が減る方が増えますと、納めていただく保険料総額も当然減ると。しかし、かかる医療費自体は増えてるわけですから、やはりその所得に対する保険料率を一定率上げた形で保険料を決定させていただく以外には保険給付費を賄える仕組みとしてはないという状態ですので、恣意的に保険料を上げたり下げたりということで、こちらが決めているわけでは決してない、十分御存じだと思いますが。

そういう今の保険の構造の中で、今回、例年どおりの試算をすると、あらゆる所得階層で大幅かつ急激な上昇になるということが明らかになったということで、あくまで緊急経済対策として4億円の一般会計からの繰り入れをさせていただいて、特に中間層での急激かつ大幅な上昇を少しでも緩和をさせていただきたい、そういう形で、今回、この内容を提案させていただいているということでございます。

○石村淳子委員 中間層を引き下げるといって限度額を引き上げるといことは、この間もずっと行ってきて、中間層というのを引き下げてきたんですけど、今おっしゃったように、所得が減っていく中で、全体的に保険者の人に負担を賄ってもらっているんだから、当然上げざるを得ない。その負担を抑えるために4億円を一般会計から繰り入れをしていると、こういうことなんですけど。

私が聞きたいのは、今のこの本当に厳しいときに何で引き上げるのと。引き上げないといけないうふうに言われても、これだけ厳しいという現実をもとに考えていくときに、せめて据え置きをするということも選択の一つだというふうに思うんですよ。そういう意味では、今おっしゃったように、その負担感を抑えるために4億円を入れた。だから、これをお願いをしているんだということなんですけど。でも、その4億円を入れても、厚生委員協議会するときにも申し上げましたけども、例えば所得の300万円の方で40歳の夫婦で子ども2人がいる場合、この4人家族だと45万7,900円になるんですよ。それは前年度より1万5,700円も引き上がってます。中間所得の引き下げにはなっていないじゃないですか。しかも所得の15%にも当たります。調べてみると、その前の21年度から比べると、2年間で2万4,900円も引き上がっているんですよ、この世帯は。本当に大きな負担だと思います。子育て世代という中でこれだけの負担をしなければならないんですから、もう生活も本当に大変だというふうに思うんです。年金暮らしの方でも、やっぱり60歳の2人暮らしだと、300万円の所得で40万8,900円ですから、昨年比べて1万8,000円も引き上がりますね。これはやっぱり中間所得層の引き下げにはつながっていないんじゃないんですか。こういう意味で、先ほどから中間所得層を引き下げるといことを言われているんですけど、私は決して中間所得の引き下げにはなっていないというふうに思っています。

国の方では、最高限度額を引き上げると、そういう決定を今回出しました。その方針に基づいて限度額も決めておられると思うんですけども、この国が決定した最高限度額の引き上げというのは、やはり中間所得の負担を抑えるという、そういう理由のために限度額を引き

上げるというふうになってるんですね。国が中間所得層を引き下げのために限度額を引き上げたんだと言われている中で、今回の引き上げというのは、先ほど例にも出しましたがけども、全く中間所得層の引き下げになっていないと私は判断します。4億円を入れて中間所得層を引き下げているんですというふうにおっしゃってるけれど、実際の中身を見たら引き下がっていないんですね。中間所得層までこれだけ引き上げになったというのは、どういう理由なんですか。もう一度お尋ねします。

○菊地武久国民健康保険課課長代理 賦課限度額の件で、お答えをさせていただきます。

賦課限度額は、受益と負担のバランスを図る観点から、保険料負担の上限を定めるものでございまして、限度額を引き上げることにより、中間所得層の負担軽減につながるものでございます。

例えば、所得300万円の40歳代夫婦2人と子ども2人の世帯で見ますと、賦課限度額を現行のままの場合で計算いたしますと、保険料が46万4,900円、22年度と比べますと2万2,700円、5.1%の増となります。医療分の賦課限度額、現在、市の方が2万円、国基準と乖離を残しておりますが、この乖離を残したまま今回の国の引き上げ、全体で4万円の引き上げを行った場合の保険料が45万7,900円で、22年度と比べますと1万5,700円、3.6%の増となります。

以上のことから、賦課限度額を4万円引き上げることにより、金額で7,000円、率で申しますと1.5%軽減できることになっております。

以上です。

○石村淳子委員 今の説明では、医療分も国基準の分にあと2万円最高限度額を上げれば7,000円引き下げられると。そこまで上げていないので、3.6%の増になったから中間所得層も上がっていると、そういうことですか。

○菊地武久国民健康保険課課長代理 国基準まで賦課限度額を引き上げますと、さらにこの軽減の分というのは大きくなるかと思えます。ただ、プラス2万円、計6万円引き上げるといいますと、かなりまた賦課限度額に係る世帯の方の御負担が一気に増えるということもございまして、今回、4万円の引き上げということになっております。

以上です。

○石村淳子委員 ちょっと、その引き上げの根拠というのが、いま一つはっきりしないんです。限度額の点で言いましたから、そういう答えになったというふうに思うんですけど。

これほどの経済不況で所得が落ち込む中、引き下げを行う自治体も本当に広がっているんですね。前回の協議会で言いましたが、堺市でも5,000円引き下げましたし、川向こうの高槻市は、限度額は引き上げましたが、この数年、保険料はずっと据え置いておられます。そのために、一般会計から9億円の繰り入れを行っているんです、当初でも。また、中間所得層の引き下げを行っている市もたくさんあるんです。

協議会でも質問しましたがけれども、本当に、どのようなやり方をやれば、どんな形で繰り入れを行い、どんな形でやっていけば、限度額を引き上げていくということも含めまして、さまざまな形でのシミュレーションというのを立てるべきだというふうに私は申し上げました。

今回、資料も請求をさせていただきました。今回、私の資料の⑭というところで示させて

いただいているんですけども、せめてやっぱり前年度並みにするということが必要だというふうに思うんですけど、この表の⑭に従って、前年度並みの保険料にするためには一体幾らぐらいの予算が必要なのか、ちょっと説明していただけますか。

○白井重喜国民健康保険課長 説明させていただきます。

国民健康保険料は、医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金の動向により設定されるものでございます。保険制度の中でそれぞれが増高している現実にあつては、一定の負担増を被保険者に求めることとなります。しかしながら、近年の経済・雇用情勢から、緊急経済対策として4億円の一般会計繰入金を入れることで、保険料負担の軽減を図っているところでございます。

資料に基づきまして、説明させていただきます。

モデル1とモデル2をお示ししておりますので、まず、モデル1の所得131万円の夫婦2人の年金生活者の世帯をモデルとしますと、従来どおりの保険方法及び4億円の保険料軽減のための繰入金を増額した場合ごとに、賦課限度額を引き上げない例、医療分の国基準との乖離2万円を残して4万円の賦課限度額を引き上げる例、国基準までの引き上げる例をそれぞれ試算しました結果、今回お示いたしますように、繰入金を4億円増額し、賦課限度額を全体で4万円引き上げた方法で保険料を算定することとなったものでございます。

前年度並みの保険料にするには幾ら要るかということですが、モデルによりましてお示しますと、所得が前年度と変わらないと仮定した場合でございますが、所得が131万円で夫婦2人の年金生活者のモデルは、保険料軽減のための繰入金を5億円増額し6億円とした場合には、保険料は300円低くなります。モデル2の所得が300万円で夫婦2人子ども2人の世帯では、7億円保険料軽減のための繰入金を増額し8億円とした場合には、2,800円の増にとどまるものと考えております。

○石村淳子委員 今の資料での説明でいきますと、1億円プラス7億円、一番右端の分ですね、7億円増額すれば、モデル1の131万円の2人世帯で4,100円引き下げることができるんですよ。ということは、あと1億円プラスして8億円増額すれば、モデル2の300万円所得、この4人世帯でも引き下げることができるのではないですか。その点はいかがですか。

○白井重喜国民健康保険課長 保険料軽減のための基準外の繰入金を8億円増やして9億円とした場合、モデル2のケースでございますが、所得が300万円で夫婦と子ども2人の世帯でも、保険料は前年度と比べまして1,500円低くなるものと試算しております。

○石村淳子委員 8億円入れて9億円にすると、中間所得層、今言いました300万円世帯で1,500円マイナスになるということが明らかになったんですけども、これは、つまりあと4億円繰り入れを増やせば、中間所得層、300万円よりも所得の低い方が7割ですから、この層を1,500円マイナスできるということになれば、すべての中間所得層で引き下げになるということではないですか。この点はいかがですか。

○白井重喜国民健康保険課長 保険料の計算に当たりましては、均等割、平等割といいまして、いわゆる応益割ということで、お1人または1世帯ごとにかけていただいております分が46%を占めます。残り54%につきましては、所得割として所得に応じて御負担いただくという制度でございます。

あと8億円入れて9億円、一般会計からの繰入金を入れると仮定すると、その9億円の46%につきましては、すべての加入者のメリットになると。そのうちの54%につきましては、所得のある方のメリットにつながるということでございますので、300万円世帯で1,500円安くなるということになりますので、それ以下の方につきましてもすべて負担は軽減されるものと考えております。

○石村淳子委員 はい、ありがとうございます。

ということは、今、4億円入れている、プラスあと4億円入れていただければ、中間所得層ほとんどすべての方が引き下げることができるということなんですよ。

先ほどから何回もいろいろな御質問が出ているように、国民健康保険の加入者の7割以上が低所得層ですから、今回の保険料引き上げというのは、やっぱりこうした方が一番大きな痛みを伴うということになるのですね。ですから、あと4億円あれば、今の枚方市のこうした中間所得層を含めて引き下げることができるんですから、ぜひとも繰り入れを増やしていただいて、国保料引き下げを行うべきだというふうに思うんですね。

先ほどから経済対策だと言われてはいますが、低所得の人が本当に払える保険料にしていくという、このことが一番の経済対策ではないかなと私は思うんですけど、再度、副市長さん、4億円積み増しという点での保険料引き下げについて、見解を言っていただけますか。

○人見泰生健康部長 副市長にということでございますが、国民健康保険を担当しております責任部長としてお答えさせていただきます。

保険という制度でございますので、一般的に、より低い保険料でより多くの給付が受けられるということが一番望ましい形であるのは、もう一般的にそういう受け取られ方をするものだと理解しております。ただ、今おっしゃいましたように、確かに一般会計からの繰入金を増やしていけば、その分保険料としての賦課総額は減少するわけですから、金額に応じて、当然、どこかの時点であらゆる所得層について、負担を今年度よりも減少させることは理論的には可能になる。まあ、幾らでも数字を変えれば、どんどん保険料の金額は下へ下がっていくということは当然出てくるわけです。

しかしながら、やはり国民健康保険というのは、特別会計として一定の独立性を持った独立採算の会計としての基本原則を持ってありますし、また、先ほど来、財源構成の話もございましたように、既に国民健康保険という制度は、国費と、他の被用者保険からの多額の財源をそこへ投入していただいて運営できている制度でございますので、やはり、そこに対する国保加入者以外の方も含めた市民の税の投入ということについては、一定の枠の中での判断ということにならざるを得ないと考えております。

したがって、あくまで今年度の4億円ということにつきましても、昨今の経済・雇用情勢を踏まえた緊急対応的な経済対策として、23年度に限って一定の判断をさせていただいたものでございます。数字を幾らでも書き替えれば、幾らでも違う答えが出てくるわけですが、今、単に繰入額さえ増やせば問題が解決するということではないと考えておりますので、今回の4億円が一定の限度ということで、市としての判断をさせていただいたものです。

○石村淳子委員 4億円入れたから十分だということはいわないまでも、4億円が限度だとい

うことをおっしゃったんですけど、それでは本当に市民負担というのを実感として感じておられないんじゃないんですか。

この本当に厳しい状況のもとで、先ほどから言っていますけども、所得の15%も負担しなければならない中間所得層の皆さん、65歳の年金暮らしの方も含めて、本当に子どもを抱えて大変な状況のときに、これだけの負担増をしなければならないというのは、物すごい大きなものがあるというふうに思うんですよ。それを、4億円積みましたからもうこれでいいということでは決してないというふうに思ってるんです。

先ほどから、負担の公平の観点からというようなことも言われましたけれども、西村委員が先ほどちょっと質問されたように、社会保険の方は事業者が半分負担をしているわけですよ。これまで高くなったというのは、やっぱりいろんな点で国庫補助の問題ということが非常に大きくなってきていると思うんですね。50%あったものが24%になって、市町村の負担というのも非常に大きくなってるということは事実なんですけど、この点については、この前から国庫負担増については求めてくださいということをお願いをしてきたんですけども。

この国庫金が24%に縮小になって、その負担の割合で運営するというのは大変厳しいというものがあるというふうに思うんですね。高橋委員の資料の中でも、交付金の形がいろいろ変わってきましたから、財政的なさまざまな国からの支援というものもいろんな形で変わってきていると思うんですけども、この間、国庫金が24%に減った中で、その交付金との兼ね合い、枚方市としてどれぐらいの影響があるのか、ちょっと聞かせていただけますか。

○白井重喜国民健康保険課長 影響ということなんですけれども、国費の額につきましては、先ほど高橋委員にもお答えいたしましたように、昭和56年度には43億1,000万円、それが23年度では88億3,600万円、いずれも当初予算ベースでございますが、約2倍に増えているというところでございます。

○石村淳子委員 これは、じゃ、国庫金が24%に削減されても、先ほど言われた国費の分の交付金の方が2倍に増えているということで、影響はないということを行っているんですか。そこを聞きたいんですよ。

○白井重喜国民健康保険課長 先ほどもお答えさせていただきましたが、これまで総医療費が増高する中で、国において国保制度の改革なり見直しが行われてきたところでございます。その中で、被用者保険にも負担を求め、また都道府県や市町村にも負担を求めた結果、国費の割合が下がって、その被用者保険の負担、また地方の負担が増えたというところでございます。そういう歳入構造の変更があった中で、国費の割合は下がっておりますが、額で申しますと倍程度に増えていると、そういうところでございます。

ただ、国保の財政状況は大変厳しゅうございます。高齢化、またそれを支える若年層の減少など、大変厳しい財政状況に置かれております。こういったことを踏まえまして、助成制度や制度改革について、国や大阪府に対しまして、市長会を通じて要望しているところでございます。

○石村淳子委員 制度が変わる中で、倍になっているけれども財政的には厳しいということなんですけど、私は、やっぱり国がしっかりとちゃんとした支援をしない、さまざまな交付金の在り方は、もらえるときとももらえないときと、いろんな意味で出てきますので、国自身が

しっかりとその点でもとに戻していく、国費の増額をしっかりとやっぱり求めていくべきだというふうに思っています。これは今、国や府に求めていっていただいているということですので、その点については言いません。

民主党政権は、公約で、国民健康保険に対しても9,000億円の負担増をして投入するというふうに言ってきました。そして、国民の命を守るというふうに言ってきましたけれども、国民健康保険を都道府県単位の管理にする広域化というの、さらに進めています。そういうことも含めて、市民の負担増がさらに押し上がっていくということが予想されるわけなんです。

国保料が払えない世帯に対して資格証明書、それから短期被保険者証を発行して、滞納者世帯に対して非常に厳しい督促というのが行われておまして、今、大阪市でも、子どもの教育積立金まで差し押さえられたと、積み立ててきた学資保険も担保にとられたというような話も出ておまして、大変人権無視の取り立てが大きな問題になっています。

本市では、資格証明書の発行が府下的にも非常に多くて、この間、前年度に1,200件ですかね、滞納者の1割に当たる資格証明書が発行されていますけど、この1,200件の資格証明書を発行された方の債権回収についてはどのように行っておられるのか。差し押さえ件数等の実態をお聞かせください。

○白井重喜国民健康保険課長 平成21年度末の数字でございますが、資格証明書の交付世帯数は1,226世帯、滞納処分を行いまして差し押さえいたしました件数は21件でございます。

○石村淳子委員 21件の内容についてはわかりますか。

○白井重喜国民健康保険課長 内容と申しますと、具体の例につきましてはちょっと把握しておりませんが、すべて不動産を押しさえさせていただいたということでございます。

○石村淳子委員 21件の差し押さえで不動産を差し押さえたということなんですけれども、差し押さえが非常に厳しくて、滞納の督促の厳しさもあって、もう自らの命を落とすという例も本当に今増えているんですね。

さらに、資格証明書が発行されて医療に行けない状況のもとで、昨年、死亡するケースが71件と、前年度に比べて3倍に増えているということが、全日本民主医療機関連合会の調査で明らかになりました。その中で、例えば、正規の保険証を持ちながら、窓口の負担が重いため受診が遅れて死亡した例がそのうちの29件、そして、非正規だとかアルバイトですね、そういった方々が非常に増えていますので、そうした方で、重症のぜんそくのために、高校を中退してから一生懸命働いてきたんですけども、非正規の仕事を繰り返していくうちに非常に体を壊してしまって、無保険だったために救急搬送されて、救急搬送された病院でその10日後に亡くなったという32歳の男性の方もいます。こうしたケースが本当に今、どんどん増えているんですね。

命を守るという社会保険制度のもとで作られた国民健康保険の差し押さえというのが人の命を奪っていると、こういうふうになっているのではないかなというふうに思うんですが、こうしたことについて、どのようにお感じになっておられるのか。また、そういうことから、資格証明書についてはやっぱり発行すべきではない、こうしたことに相反する制度だというふうに思っているんですが、その点についての見解をお尋ねします。

○白井重喜国民健康保険課長 資格証明書の交付や滞納処分につきましては、それに至る経緯の中で滞納者との接触を図り納付相談につなげることで、他の被保険者との公平性の観点を踏まえ、保険料の納付を促しているところでございます。

資格証明書、短期被保険者証の交付につきましては、法において保険者である市町村に義務付けられていることとありますことから、引き続き滞納世帯との接触を図るツールとして利用していきたいと考えております。

なお、差し押さえ、資格証明書の発行に際しましては、いきなり差し押さえさせていただくということでもなく、それまで催告もさせていただき、お宅へ伺いするという取り組みもやっております。また、日曜日にも、納付相談の窓口も開かせてもらってやっております。その上で、資格証明書になりますよという御通知をさせていただいても何のリアクションもない、また、差し押さえの予告をさせていただいても何のリアクションもない、そういった方に対して、結果的に、資格証明書の発行なり、差し押さえということをやらせていただいております。その点、御理解いただきたいと思います。

○石村淳子委員 滞納世帯と接触するツールとして施行しているんだというふうにおっしゃっているんですけど、やっぱり本当に命を奪っていったるんですよね。滞納して分納履行していても、その保険料が高過ぎて、途中で払えなくなるんですよね。そして、資格証明書が発行されて、結果的には病院に行かずにぎりぎりまで我慢している、そういう状況が市内でも至るところにあるんです。私も、この10年間、保険証を持たずに必死で我慢している人の相談も受けましたし、本当にそういう意味では、国民健康保険料が払えないという人の現状というのは、非常に大きいというふうに思っているんです。

今、国民健康保険の減免制度というのができているんですけど、この減免状況は、平成12年度のときの生活困窮の減免制度がなくなった状況のもとでは、その当時と比べると1,000件世帯減っているんですけども、今、どんな方が相談に来られて、どのような状況になっているのか、聞かせていただけますか。

○菊地武久国民健康保険課課長代理 お答えします。

保険料の納付相談につきましては、国民健康保険課の納付グループで担当しておりますが、納付グループの窓口に来庁された方は21年度で約2万5,000人、22年度の納付書を発送しました昨年の6月の来庁者は4,570人となっております。来庁される方の多くは納付相談でお越しになっておられまして、相談内容によって減免や分割納付などの対応を行っているところでございます。

平成21年度の減免件数につきましては5,186件で、そのうち1,205件は、21年度に行いました非自発的失業者に対する市の独自減免、特例減免によるものでございます。

以上です。

○石村淳子委員 2万1,000件も相談があるというのは、本当に深刻な実態が多くて、払えない人が増えているということでもあります。5,000人の方が減免を受けられたということなんですけども、減免を受けてもなおかつ払えない状況になってしまうということが資格証明書につながっていくわけです。だから、本当に払える保険料にしていくということが、命を救う上で一番大切なんではないかなと私は思っているんです。

そういう意味では、経済対策として一般会計から4億円を入れて、これが限界だというふ

うにおっしゃってますけれども、今回の引き上げでさらにまた保険料を滞納する世帯が増えるということが、今後予測をされるんですよ。

本当に経済対策と言うのであれば、生活困窮者の実態に応じた減免制度、例えば12年度になくしました生活困窮者に対する減免だとか、児童扶養に関する減免をもっと拡充していくこと、低い年金層への減免など、こうした要件緩和をもっときっちりと考えていくべきだと思うんです。そうした上で、本当に払える保険料にすべきではないかなというふうに思うんですけども、最後に副市長さんのお考えをお聞かせください。

○奥野 章副市長 保険料の減免につきましては、現在、事業の休廃止あるいは失業などによる所得の落ち込み、あるいは災害による被害を受けた場合には、一時的に高額な療養費がかかった場合、18歳未満の児童を扶養している場合につきましては、一定の所得制限を定めた上で行っております。また、21年度は非自発的失業者に対する特例減免を行ってございまして、22年度からは、国の軽減制度に移行しつつ、国制度の対象とならない場合にも、所得落ち込みによる減免で対応をしております。

保険料の軽減につきましては、一般会計繰入金4億円を増額したことを踏まえ、負担の公平性を図りながら慎重に対応すべきというふうに考えております。

いずれにいたしましても、市民福祉の最大化というのが我々のテーマでございまして、そういう意味では、今後とも、国民健康保険行政に限らず、福祉保健行政につきましては、思いやりのある行政を貫いてまいりたいというふうに思っております。

○石村淳子委員 市民福祉の最大化で思いやりのある福祉を貫いていくということですが、今回4億円を入れたことに対して、さらに4億円を上積みすれば、全保険者の引き下げにつながっていく、中間所得層を引き上げないで済むということなんですから、せめて前年度並みの保険料にするということはやっぱ考えるべきじゃないですか。

負担の公平性ということで非常に慎重な対応というふうにおっしゃってますけれども、私たちも、市民の皆さんにアンケートをとったことがあります。そのときのアンケートの回答でも、枚方市に一体何を望むかという点では、国民健康保険料の引き下げというのが一番回答が多かったんです。今、4人に1人が国保加入者ですから、加入者の数が市民の中でも本当に多くなってます。4億円繰り入れれば引き下げは可能なんですから、せめて引き上げないでほしいという、こういう請願を上げられた市民の皆さんの願いを受け止めて、本当にこれは政治的な判断ですね、今のこの時期に引き上げるということは。いまだかつて、私も議員を12年していますけれども、この時期に引き上げたということは一度もなかったというふうに思うんですね。

他市では本当に努力をして引き下げてるんですから、そういうことも含めて、繰り入れをさらに増やして、政治的判断をして、市民福祉の最大化、思いやりのある市政ということでおっしゃるならば、ぜひとも4億円積み増ししていただいて、保険料を引き上げないでいただきたいというふうに強く要望して、質問を終わります。

○鷲見信文委員 皆さんから多数、御意見や質問が出たんですけど、私の方からは、財政の認識についてちょっと申し上げると、それから被用者保険の立場から、ちょっと伺いたいことがあります。

財政の認識については、先ほど経常収支比率の話が高橋委員からも出ました。臨時財政対

策債などの赤字債を除けば、21年度の決算で99.9%という。投資的経費なんか出てこないというのが枚方市の現状であるという認識でございます。国が補填しますからということですけど、その結果、枚方市は100億円以上の臨時財政対策債をここ2年で発行して、二、三年前に280億円程度だった債務がもう407億円と、23年度の当初で膨れ上がっています。こういう財政の状況であるという認識、そして、経常収支比率が先ほど申しましたように、今年度は幾らになるかわからないと、100を超えるんじゃないかということで、財政力指数なんかも非常に落ちるといふふうに思っています。

そんな状況の中で、4億円をこの国保会計の方に一般会計から投入されるということで、これ、非常に決断の要る判断だったといふふうに思うんですね。市長がこの判断をされて予算書に反映されたということですので、そのことに基づいて我々はここで議論をしていったらいいといふふうに思いますので、私の認識として申し上げたいと思います。

それから、国民健康保険料については、先ほど来の質問の中にもありましたけれども、被用者保険からも多数出ています。いろんな収入で賄われていますけれども、23年度で見込まれる主な収入について、初めに伺いたいと思います。

○白井重喜国民健康保険課長 平成23年度の当初予算では、総収入417億6,200万円に対しまして、構成割合の高い順に申しますと、まず、前期高齢者の加入割合が高い国民健康保険と高齢者の加入割合が低い健康保険組合など被用者保険との財政調整といたしまして、国保へ被用者保険が拠出する前期高齢者交付金が115億7,028万5,000円で、構成比は27.7%となっております。次に、保険料が92億5,640万8,000円で22.2%。3番目といたしまして、国庫支出金が88億3,661万5,000円で、構成比は21.2%となっております。

○鷺見信文委員 ありがとうございます。

ほかにも法改正なんかもいろいろあって改正された部分もあるんですけど、前期高齢者の被用者保険の負担、115億7,000万円ということなんです。ほかにも被用者保険が負担しているもの、こういうものがあると思うんですけど、これについても伺っておきたいと思います。

○白井重喜国民健康保険課長 前期高齢者交付金のほかに被用者保険を原資といたしますのは、療養給付費交付金というのがございます。これは、サラリーマンなど被用者保険に加入されていた方が退職された後、国民健康保険に加入されますことから、この退職者に係る保険料以外の部分については被用者保険が負担するという制度でございます。

平成23年度では22億2,651万4,000円を見込んでおり、構成比は5.3%でございます。被用者保険の負担を原資とするものは、前期高齢者交付金と療養給付費交付金の合わせて137億9,670万円で、構成比は33.0%となっております。

○鷺見信文委員 ありがとうございます。

一生懸命働いている皆さんも3割の国保の部分の負担をされて、本当に国保に加入されている皆さんのお助けをさせていただいているといふふうに理解をしております。

次に、請願の文書の中の、国庫負担が50%から24%になったことと、それから被用者保険から国民健康保険へ拠出するということの関連性について、少し尋ねておきます。

○白井重喜国民健康保険課長 お答えいたします。

国民全員が公的医療機関に加入する国民皆保険の制度が発足いたしまして50年がたとうとしております。この間、高齢化の進展と医療の高度化などによりまして、国民医療費は約70倍に膨らんでおります。このことから、国民全体でこの国民皆保険を支える仕組みとして、前期高齢者に係る財政調整など制度改正が行われたところでございます。このことから、歳入総額に占める国費の割合は相対的に低下し、昭和55年と平成21年度を比較しますと57%から26.2%に低下しておりますが、国費の額を比較しますと、37億8,100万円から98億7,100万円へと、約2.6倍の増となっております。医療費が増高する中で、国民全体で国民皆保険制度を維持、継続するため、国の負担を増やすだけではなく、地方や現役世代にも負担を求める制度へ変遷してきたものと考えております。

しかしながら、国保財政が脆弱な体質であり、多くの市町村が厳しい財政運営を強いられております。すべての市民が安心して医療が受けられるよう、助成措置を初めとする現行制度の改正、改革について、引き続き国や大阪府に対し求めていきたいと考えております。

○**鷲見信文委員** はい、ありがとうございました。

私たちは、国民皆保険制度というものを守っていくということを前提に考えなければいけないと思います。被用者保険も国民健康保険の財源の3分の1を負担しているという実態であります。被用者保険も決して財政運営は楽であるということではなくて、前回の厚生常任委員会で申しましたけど、7割が赤字を計上していると。その額はもう3,060億円以上にも上っているということです。私が現役で加入していました組合も赤字でございます。国保の加入者の皆さんは所得が低いということ、また高齢のための医療を必要とする頻度が高くなるということは認識しておりますけれども、加入者がお互い支え合うという制度である保険制度として運用されている国民健康保険にあっても、やっぱり受益と負担の観点から、一定の負担を求めていくことが必要ではないかなというふうに思うところでございます。

平成23年度は、国保の加入者の所得が大きく減っていますから、緊急経済対策として繰入金金を4億円増額しました。保険料を軽減することは本当にやむなしということで理解をしますけれども、さらに税を投入すると、保険料を下げるという主張には賛同することができないというふうに、私の意見を申し上げておきます。

以上でございます。

○**大森由紀子委員長** 他に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

（午前11時55分 休憩）

（午後0時2分 再開）

○**大森由紀子委員長** 委員会を再開します。

○**大森由紀子委員長** 他に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）これをもって質疑を終結します。

○**大森由紀子委員長** これから討論に入ります。

まず、石村淳子委員の討論を許可します。石村委員。

○**石村淳子委員** 議案第99号 枚方市国民健康保険条例の一部改正について及び請願第7号 平成23年度国民健康保険料に関する請願の採決に当たり、日本共産党議員団を代表し、条例には反対、請願には賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険料条例の改正のうち、第1の出産育児一時金の額35万円を39万円に引き

上げ、継続を行うことについては評価をいたします。

しかし、第2の賦課限度額の改定は、医療給付費の最高限度額を48万円から49万円に、後期高齢者支援金の限度額を13万円から14万円に、介護納付金の限度額を10万円から12万円とし、合計75万円とするものです。

今回の改正により、300万円所得の2人世帯では40万8,900円で1万8,000円の増、40歳の夫婦と子ども2人の4人世帯では45万9,900円で1万5,700円の増となり、所得の15%に当たる大きな負担増となります。

平成23年度の経済対策として、保険料の負担軽減のため一般会計繰入金を4億円増加したという努力は認めるものの、これほどの引き上げは、市民生活を脅かし、払いたくても払えない滞納世帯を増やし、受診抑制へとつながります。

国は中間所得層の負担軽減を図るとしてはいますが、限度額4万円の引き上げは、まさしく中間所得世帯を含めすべての世帯が負担増となり、生活苦に追い打ちをかけるものとなり、認められません。よって、本議案には反対であることを表明します。

次に、請願7号についてです。

昨年12月議会に5,682筆の国民健康保険料の引き下げ等の請願署名が寄せられましたが、その願いが届きませんでした。

本請願は、今回の大幅な引き上げを知った市民団体の皆さんから、このままでは安心して医療が受けられないと、せめて保険料引き上げをしないしてほしいという切実な思いで市議会に提出されたものです。

経済悪化の中で、平成23年度の国保料については全国的に引き下げる自治体が増えています。堺市でも5,000円の引き下げ、高槻市は当初予算9億円の一般会計繰り入れを行い、この間ずっと引き上げを行っていません。茨木市でも中間所得層の引き下げを行っています。他市の状況を見ても、なぜ今引き上げなければならないのか、納得できません。保険料抑制のために一般会計からあと4億円の繰り入れを行えば、保険料を引き上げないで済みます。過去に10億円を繰り入れたこともあります。

こうした市民の願いにこたえ、景気悪化、不況の深刻な今こそ、困窮した市民の生活を守るために、一般会計からの繰入金を増額すべきです。また、社会保障として位置付けられた国民健康保険を充実させ、市民の命と健康を守るために、国に対し国庫負担を増額するよう求めることを強く要請し、請願に賛成をいたします。

○大森由紀子委員長 次に、鷺見信文委員の討論を許可します。鷺見委員。

○鷺見信文委員 本委員会における議案第99号及び請願第7号の採決に当たり、議案第99号については賛成、請願第7号については反対の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担う重要な役割を果たしている一方、制度の仕組みとして定年退職者や失業者が加入することから、近年の高齢化や経済不況という社会情勢を反映し、高齢者、低所得者が多いという構造的な特徴があります。

一般的に、高齢者は現役世代と比較すると低い収入であり、また、医療を必要とする頻度も高いため、国民健康保険事業は非常に厳しい財政状況を強いられていることを前提として考える必要があります。

こういった背景を踏まえ、見解を申し上げたいと思います。

今回の国民健康保険条例の改正により改定される賦課限度額をもとにした平成23年度の保険料は、高齢化の進展と医療技術の高度化に伴い医療費が増高する現実を踏まえつつ、一方で、厳しい経済状況のもとで所得の低下が著しい国保加入者の生活実態に配慮し、保険料軽減のため、一般会計からの繰入金を4億円も増額した上で算定されたものです。

この条例改正により、保険料が下がる被保険者もおられれば、保険料が上がる被保険者もおられることは確かですが、保険料は療養給付費と密接に連動したものであり、高齢化による医療費の増加と、これを支える若年層の減少という現状を踏まえれば、それに見合った保険料負担はやむを得ません。

こうしたことを度外視して、際限なく税の投入を増大させることには、加入者の支え合いを基礎とした保険制度そのものの安定性、継続性を危うくすることにつながり、また、被用者保険加入者との公平性の観点からも慎重に検討すべきと考えます。

また、国に対し国保会計への国庫負担を増額するよう要望することについてですが、これは30年前の負担率をもとにした議論であり、昭和55年度と平成21年度を比較しますと、歳入総額に占める国費の割合は57%から26.2%に低下していますが、国費の額を比較しますと、37億8,100万円から98億7,100万円へと約2.6倍の増となっています。

この間、国においては、少子・高齢化と医療費の増高に対応し、国民皆保険制を維持するため、数次にわたる制度改正が行われた結果、歳入構造が変化し、相対的に国の負担率が低下したものです。

高齢者の加入割合が高く、高医療費体質にある国民健康保険の構造的な厳しさを踏まえ、国に対しては、根拠なく国庫負担割合のみを30年前の水準に戻すことではなく、将来にわたり安心して医療が受けられるよう、国保財政の実態に即した国庫負担の充実について引き続き求めていくべきと考えます。

最後に、今後さらに効率的な国保事業の運営のため、IT化や業務の合理化を推進し、広報活動も含め適切な対応を図り、健全な運営に努力していただくこともあわせて要望いたします。

以上、議案第99号については原案可決とすべきものであること、また、請願第7号については採択すべきではないことを申し上げて、討論といたします。

○大森由紀子委員長 これをもって討論を終結します。

○大森由紀子委員長 これから本2件を分割して採決します。

○大森由紀子委員長 まず、議案第99号を起立により採決します。

本件は、原案可決とすべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大森由紀子委員長 起立多数です。

よって本件は、原案可決とすべきものと決しました。

○大森由紀子委員長 次に、請願第7号を起立により採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大森由紀子委員長 起立少数です。

よって本請願は、不採択とすべきものと決しました。

○大森由紀子委員長 以上で、本委員会に付託された事件の審査はすべて終了しました。

よって、厚生常任委員会は、これをもって散会します。

(午後0時11分 散会)

委員 長

大 森 由 紀 子

議 長

池 上 公 也